

## 応募資格に係る申立書

年 月 日

久留米市長 あて

団体名称

住所

代表者名

耳納北麓観光拠点施設の指定管理者の募集に係る応募資格について、下記のとおり申し立てます。

本書に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

### 記

#### 応募資格について

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、久留米市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されているものに該当しない。
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものに該当しない。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 2255 号）等により、更正又は再生手続を開始しているものに該当しない。
- ④ 租税公課を滞納しているものに該当しない。なお、久留米市の市税（延滞金含む）の納付状況について調査されることを承諾する。
- ⑤ 久留米市から指名停止措置を受けているものに該当しない。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するものに該当しない。

#### 納税義務について（課税対象の有無）

- 久留米市税の納税義務がない。
- 都道府県税の納税義務がない。
- 国税の納税義務がない。
- 久留米市以外の市町村民税の納税義務がない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。